

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社永沢水道工業
岩手県一関市三関字神田171-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 6 年 9 月 13 日 ~ 令和 7 年 2 月 12 日 (5 ヶ月)
全区域(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域)

3 指名停止理由

株式会社永沢水道工業の元専務取締役は、岩手県一関市が発注した複数の公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、その見返りとして飲食接待をしたとして、令和6年5月28日及び同年6月19日、岩手県警に公契約関係競売入札妨害及び贈賄の容疑で逮捕され、同年6月19日に盛岡地方検察庁に公契約関係競売入札妨害及び贈賄の罪で起訴された。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 全区域を対象として 3ヵ月以上12ヵ月以内